

令和4年 第11回 新富町農業委員会会議録

(令和4年11月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和４年 第１１回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和４年 11 月 28 日（月）					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和４年 11 月 28 日 午後 ３時 00 分 議長 閉会 令和４年 11 月 28 日 午後 ３時 30 分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	安藝 眞充	○
	2 番	芳野 京子	○	10 番	川野 國廣	○
	3 番	山口 弘安	×	11 番	中山 真一	○
	4 番	藤井 貞敏	○	12 番	長友 保	○
	5 番	水筑 祐子	○	13 番	猪俣 忠	○
	6 番	太田 茂	○	14 番	井崎 誠	○
	7 番	長友 万藏	○	15 番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	×	16 番	前田 章男	○
会議録署名委員		9 番 安藝 眞充、10 番 川野 國廣委員				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	緒方 利行	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
	主 幹	濱藺 幸江	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転・利用権設定の集積計画承認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第7項の規定による利用権設定の配分計画承認について
- (5) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定（中間管理機構）の集積計画承認について
- (6) 農地法の適用を受けない土地の証明について
- (7) 農地所有適格法人の承認について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転・利用権設定の集積計画承認について

議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第7項の規定による利用権設定の配分計画承認について

議案第 54 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 7 項の規定による利用権設定
（中間管理機構）の配分計画承認について

議案第 55 号 農地法の適用を受けない土地の証明について

議案第 56 号 農地所有適格法人の承認について

議長 ただ今から、令和 4 年第 11 回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員 6 名、農地利用最適化推進委員 8 名であります。定足数に達しております。

議長 10 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、9 番 安藝 眞充委員、10 番 川野 國廣委員を指名いたします。

議長 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

議長 異議がないようですので、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第 3、議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長 それでは現地調査の報告を含め、その 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■■さん、譲受人は■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■■■■■、登記地目が畑の 170 m²、所有権移転で経営規模拡大
の無償譲渡となっております。
次に現地調査について報告します。事務局にて現地を確認した結
果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

中山 ありません。

議長 つぎにその 2 について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 2 について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■■さん、譲受人は■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■■■■■、田の 1,054 m²、所有権移転で経営規模拡大の無償譲渡
となっております。
次に現地調査について報告します。こちらも耕作するのに問題ない
土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

中山 ありません。

議長 つぎにその 3 について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 3 について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■■さん、譲受人は■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■■■■■他全 5 筆、田の 1516.04 m²、所有権移転で経営規模拡
大の無償譲渡となっております。
次に現地調査について報告します。こちらも耕作するのに問題ない
土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

中山 ありません。

議長 つぎにその4について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その4について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■■■■ほか全5筆、田の621㎡、所有権移転で経営規模拡大
の無償贈与となっております。
現地調査について報告します。こちらも耕作するのに問題ない土地
でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

中山 ありません。

議長 つぎにその5について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その5について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の■■
■■、申請地は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、田の224㎡、所有権移転
で無償贈与となっております。
現地調査について報告します。こちらは■■■■の食育活動の一環
として菜園を目的として利用する土地であり問題ありませんでした。
説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

井崎 ありません。

議長 つぎにその6について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その6について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■■■■、田の1,466㎡、所有権移転で経営規模拡大の無償譲渡
となっております。
次に現地調査について報告します。こちらも耕作するのに問題ない
土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友嘉 ありません。

議長 つぎにその 7 について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 7 について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■■■■他全 3 筆、一部登記上山林もありますが、現況畑の 6,661
㎡、所有権移転で経営規模拡大の無償譲渡となっております。
次に現地調査について報告します。こちらも耕作するのに問題ない
土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

安藝 ありません。

議長 つぎにその 8 について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 8 について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■他全 12 筆、畑の 17,944 ㎡、田の 1,260 ㎡、
計 19,204 ㎡の所有権移転で経営規模拡大の親子間での無償譲渡となっ
ております。
次に現地調査について報告します。こちらも耕作するのに問題ない
土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

川野 ありません。

議長 つぎにその 9 と 10 と 11 は関連がありますので併せて事務局に説
明を求めます。

事務局 それでは、その 9 と 10、11 について併せて説明申し上げます。
その 9 ですが、譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請
地は■■■■■■■■■■■■■■■■他全 5 筆、田の 7,841 ㎡、登記上田で

その10の譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■他全11筆、田の15545.66㎡、畑の795㎡、計16,340.66㎡。

次に現地調査について報告します。すべて耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

事務局 それでは、その 1 について説明申し上げます。

 譲受人は■■■■■■■■■■■、譲渡人は■■■■さん、申請地
は■■■■■■■■他全 2 筆で県道■■■■線沿いの■■■■■■■■
■■付近になります。田 857 m²、申請内容は店舗等施設、建築面積は
199.53 m²、申請理由は議案書記載のとおりです。第 2 種農地となって

おります。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

12番 長友 保委員

長友 現地は、道路に面しており、何ももんだいありません。

議長 それでは、その2について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その2について説明申し上げます。
譲受人は■■■■■■■■■■、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■
■■■■■■■■で■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■へ300m先左
奥付近になります。畑2,491㎡、申請内容は畜舎堆肥舎等、申請理由は
議案書記載のとおりです。第1種農地ですが、不許可の例外として、農
業用施設に該当し、問題はありません。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

9番 安藝 眞充委員

安藝 県道から入ったところで、何も問題の無いところでした。

議長 それでは、その3について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その3について説明申し上げます。
譲受人は■■■■■、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■
■■■■■■■■他全2筆になります。田の895㎡、申請内容はその他の業
務用地の駐車場・資材置場、申請理由は議案書記載のとおりです。第1
種農地ですが不許可の例外として、既存施設の2分の1を超えない拡
張に該当し、問題はありません。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

7番 長友 万蔵委員

長友 土地は譲受人の敷地となりになり、雑草等が生えていましたが、何も

問題のないところでした。

事務局 それでは、その4について説明申し上げます。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■他全 2 筆で■■■■■■■■付近になります。畑の 410 m²、申
請内容は一般個人住宅、建築面積は 98.18 m²、申請理由は議案書記載の
とおりです。第 2 種農地となっております。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

2番 芳野 京子委員

芳野 隣接地も住宅が建っており、何も問題ありませんでした。

事務局 それでは、その5について説明申し上げます。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん他 1 名、申請地は■■■■■■■■■■で■■■■■■■■■■付近になります。畑の 397 m²、申請内容は一般個人住宅、建築面積は 143.36 m²、申請理由は議案書記載のとおりです。第 2 種農地となっております。こちらは、平成 7 年 4 月の総会案件でしたが、譲渡人が娘夫婦と同居のため住宅建築を計画していたが、転勤等の諸事情で計画できなくなったため、改めて譲受人に売買するために計画変更となったものです。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

2番 芳野 京子委員

芳野 住宅地の中にあり、排水もありますので問題ありませんでした。

議長　ただいま議案第 51 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

(質問なし)

議長 質問等もないようですので採決します。

議案第 51 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第51号については、申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 つぎに、議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その1の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

14番 井崎 誠委員

井崎 それでは14番井崎が、その1について説明します。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、田の709㎡、公告年月日は令和4年12月12日、対価額は■■■■■■■■■■円で10アールあたり■■■■■■■■■■円、経営規模拡大です。水築委員と共同あっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその2の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

13番 猪俣 忠委員

猪俣 それでは13番猪俣が、その2について説明します。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■他全2筆、畑の2,611㎡、公告年月日は令和4年12月26日、対価額は■■■■■■■■■■円で10アールあたり■■■■■■■■■■円、経営規模拡大です。芳野委員と共同あっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその3の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

11番 中山 真一委員

中山 それでは11番中山が、その3について説明します。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、畑の739㎡、公告年月日は令和4年12月9日、対価額は■■■■■■■■■■円で10アールあたり■■■■■■■■■■円、経営規模拡大です。山

口委員と共同あっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその４からその１１までの所有権移転については、大和園場整備事業に伴う特例事業等案件となりますのでまとめて、関係委員に説明を求めます。

1 2番 長友 保委員

長友 それでは1 2番長友が、その4からその1 1までについて説明します。

譲受人はすべて■■■■■■■■■■、譲渡人は■■■■さん
他7名、申請地は■■■■■■■■の全12筆、田の計7,537㎡、公告
年月日は令和4年12月21日、対価額計は■■■■■■■■円で10ア
ールあたり■■■■■■円、大和地区圃場整備に伴う特例事業です。

議長 それではその１２から１６までの賃借権設定について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、事務局から説明申し上げます。

その１２につきましては、譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の 1,345 ㎡、公告期間は令和 4 年 1 2 月 1 日から令和 1 4 年 1 1 月 3 0 日、使用貸借で、個別案件となっております。

その 13 から 16 までにつきましては、再設定になりますので説明は省略します。以上、説明を終わります。

議長　ただいま議案第５２号について説明がありました。質問等はありませんか。

(質疑なし)

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第５２号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第52号については承認されました。

事務局 それでは、事務局から説明申し上げます。

 こちらのその 1 から 5 0 までにつきましては、農地中間管理事業の地域及び個別案件となっております。なお、借り手予定者につきましては、 ページ、別紙様式第 7 号の 2 の配分計画案をご覧ください。以上、説明を終わります。

(質疑なし)

議長 挙手全員ですので、議案第54号については承認されました。

議長 それではその1について、事務局に説明を求めます。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

長友　何も問題ありません。

(質疑なし)

議長 議案第55号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第55号については承認されました。したが
いまして、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

議長 つぎに、議案第56号「農地所有適格法人の承認について」を議
題といたします。

議長 それではその1の承認内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1について説明申し上げます。
申請者は■■■■■■■■■■ 代表者 ■■■■さん、令和4年7月
1日に新たに会社設立し、施設園芸ハウスキュウリ、水稻、小麦等を生
産しており、内容については議案書に記載の通りで、すべて要件を満た
しております。説明は以上です。

議長 それではその2の承認内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その2について説明申し上げます。
申請者は、■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■■さん、令和2年
9月7日に■■■■で主に畜産業としての会社設立しており、新たに
新富町で事業拡張による申請になります。内容については議案書に記
載の通りで、すべて要件を満たしております。説明は以上です。

議長 それでは審議に入ります。その1とその2について質問等はいりま
せんか。

(質疑なし)

議長 質問等もないようですので、採決します。

議長 議案第56号について、原案の通り受理する事に賛成の方の挙手を
求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第56号については原案のとおり受理いた
します。

議長 以上をもちまして、令和4年11月28日開会の第11回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。

令和4年11月28日

会 長 平下 裕敏

署名委員 安藝 眞充

署名委員 川野 國廣